

# 貸金庫規定

## 第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りする事があります。

## 第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する、3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとし継続後も同様とします。

## 第3条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は貸金庫使用料金表の料率により、一年分を前払いするものとし、毎年4月1日に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間中の使用料は契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更する事があります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 第4条（鍵の保管）

貸金庫に属する鍵正副二個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

## 第5条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開閉届け届出の印章により記名押印して提出して下さい。閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (3) 格納品の出し入れは当組合所定の場所で行って下さい。

## 第6条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があった時は、ただちに書面によって当店に届出して下さい。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。正鍵を喪失したときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所に宛て当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった場合でも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行って下さい。この場合、相当な期間をおき、また保証人を求める事があります。
- (2) 正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに依って下さい。

## 第8条（印鑑照合等）

貸金庫開閉届、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当な注意をもって照合し、相違のないものと認めて開閉その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもその為に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

## 第9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責によらない事由により、貸金庫設備の事故等が発生した場合には、貸金庫の開庫には応じられない事があります。この為に生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。

- (3) 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

#### 第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 第11条（解約等）

- (1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵及び申出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡して下さい。  
なお、正鍵または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害をあたえ、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡して下さい。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。  
この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は直ちに支払って下さい。なお、当組合はこの不足金額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが三ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分しまたは処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。  
なお、当組合は貸金庫の開閉に際して顧問弁護士及び公証人等に立会をを求める事ができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じた時は当組合からの請求があり次第支払って下さい。

#### 第12条（貸金庫の修繕・移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当組合が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第13条（緊急処置）

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは当組合は副鍵を使用して貸金庫を開閉し臨機の処置をすることができるものとします。

この為に生じた損害について、当組合は責任を負いません。

**第14条（譲渡・転貸等の禁止）**

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

**第15条（保証人）**

保証人はこの契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責に任ずるものとします。  
この契約が継続された場合も同様とします。

以上

2023年4月1日現在